

事務所だより

第180号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

賃金が疑われる事業場の監督指導結果

厚生労働省は、令和5年に賃金不払が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導（立入調査）の結果を取りまとめ、監督指導で是正事例や送検事例とともに公表しました。

【監督指導結果】

	賃金不払事案	支払い・解決 （※3）	未払い・未解決 （※1・2）
件数	21,349 件	504件（2%）	504件（2%）
対象 労働者数	181,903 人	174,809 人	7,094人（4%）
金額	101億9,353万円	92億7,506万円	9億1,847万円（9%）

- （※1）令和5年中に解決せず、事案が翌年に繰り越しになったものも含まれます。
（※2）倒産、事業主の行方不明により賃金が支払われなかったものも含まれます。
（※3）不払賃金額の一部のみを支払ったものも含まれます。

監督指導による是正事例

《業種：飲食業のケース》

◆労働時間は、勤怠システムにより管理を行っているが、当該システムに搭載された端数処理機能を用いて、日ごとの始業・終業時刻のうち15分未満は切り捨て、休憩時間のうち15分未満は15分に切り上げる処理が行われていた。
◆着用が義務付けられている制服への着替えの時間を、労働時間としていなかった。

労働基準監督署の指導

労働時間を適正に把握するための具体的方策を検討・実施すること。過去に遡って、労働時間の状況について労働者に事実関係の聞き取りを行うなど、実態調査を行い、実際の支払額との差額の割増賃金の支払いが必要になる場合は、追加で支払うこと。
調査の結果、差額の割増賃金不払いが認められたことから是正勧告
（労働基準法第37条第1項違反）

その後の事業場の対応

◆労働者へのヒアリングを行って、正しい労働時間数を把握し、再計算の上、差額の割増賃金を支払った。
◆勤怠システムに搭載された端数処理機能の設定を見直し、始業・終業時刻の切り捨て、

「65歳までの雇用確保」の完全義務化

来年3月31日で終了

高年齢雇用安定法では「60歳未満の定年禁止」と「65歳までの雇用確保措置」を事業主の義務とし、「65歳までの雇用確保措置」については、次の3つのいずれかを導入することが義務付けられています。

①65歳までの定年引き上げ

②65歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入
③定年制の廃止

このうち、②継続雇用制度の導入に当たっては、原則、希望者全員を対象とす

休憩時間の切り上げ処理をやめ、1分単位で労働時間を管理することとした。

◆制服への着替えの時間を、労働時間とすることとした。
監督指導の対象となった企業においては、賃金不払残業の解消のために様々な取組が行われています。

来年4月1日からは

2025（令和7年）4月1日からは、事業主は継続雇用希望者全員に65歳まで雇用機会を確保しなければなりません。これは「定年を65歳」とするの

ではなく、継続して働くことを希望する者全員を雇用継続してください、ということ。

現在の就業規則を見直し、対象箇所の改定を忘れないよう注意してください。

高年齢雇用

継続給付の縮小

一方で、雇用保険法の高年齢雇用継続給付の支給率が縮小されます。

高年齢雇用継続給付は、5年以上の被保険者期間がある60歳から65歳までの労働者で、定年後の賃金がそれまでの75%未満となっている場合に賃金の15%が支給される制度です。

（給付額は支給対象月に支払われた賃金額に支給率を乗じて計算）。

2025（令和7年）4月1日からの支給率が60歳に到達する人から順次最大10%に縮小されます。

【別表】

経過措置の適用期間	対象者（年齢）
2019（平成31）年4月1日～2022（令和4）年3月31日	63歳以上
2022（令和4）年4月1日～2025（令和7）年3月31日	64歳以上
2025（令和7）年4月1日～	経過措置なし

『全国労働衛生週間』その一

75回を迎えて

全国労働衛生週間は、働く方の健康管理や快適に働くことができるように職場環境の改善等の労働衛生に関する意識を高め、各職場での自主的な活動を促して、働く方の健康を確保するこ

とを目的に、昭和25年から毎年実施されています。その年に合ったスローガンを掲げ、スローガンに沿った活動を行うために、毎年9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間とし、この間、各職場で

職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みが行われます。

今年のスローガン

推してます
みんな笑顔の
健康職場

準備期間に 取り組む重点事項

- 9月の準備期間は、日常の労働衛生活動の総点検を行い、次の重点事項に取り組みます。
- ① 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項
 - ② 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
 - ③ 転倒・腰痛災害の予防に関する事項
 - ④ 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
 - ⑤ 石綿による健康障害防止対策に関する事項
 - ⑥ 「職場における受動喫煙

- 防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- ⑦ 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - ⑧ 「STOP熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策に関する事項
 - ⑨ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
 - ⑩ 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項
 - ⑪ 女性の健康課題の理解促進に関する事項

9月の労務手続
「提出先・納付先」

- 9月：障害者雇用支援月間10日
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出（8月に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

30日

○8月分社会保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

○外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者ではない労働者） 「公共職業安定所」

編集後記

子（18歳未満または障害のある20歳未満）がいない20代から50代までの配偶者の遺族厚生年金の受給期間を「5年」に変更しようとしていることをご存知でしょうか。

（ぎん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com